

指定相当訪問型サービス、指定相当通所型サービスにおける回数制の導入について（資料1）

筑紫野市では、令和7年4月から、指定相当訪問型サービス、指定相当通所型サービスにおいて、「1回あたりの単位」（回数制）を導入します。

1. 指定相当通所型サービス

	回数	単位数
要支援1・事業対象者	1月に4回まで	1回につき 436 単位
	1月に5回以上	1月につき 1,798 単位
要支援2・事業対象者	1月に8回まで	1回につき 447 単位
	1月に9回以上	1月につき 3,621 単位

2. 指定相当訪問型サービス

		回数	単位数
標準的な内容の指定相当訪問型サービス	1週に1回程度の場合	1月に4回まで	1回につき 287 単位
		1月に5回以上	1月につき 1,176 単位
	1週に2回程度の場合	1月に8回まで	1回につき 287 単位
		1月に9回以上	1月につき 2,349 単位
	1週に2回を超える程度の場合	1月に12回まで	1回につき 287 単位
		1月に13回以上	1月につき 3,727 単位
生活援助が中心である場合	所要時間が20分以上 45分未満の場合	1回につき 179 単位	
	所要時間が45分以上の場合	1回につき 220 単位	
短時間の身体介護が中心である場合	所要時間が20分以内の場合	1回につき 163 単位	

1月のサービス提供回数が回数制で算定できる数を超える場合は、包括報酬（1月あたりの単位）の算定です。サービス提供実績に基づいて算定してください。